広島県訓令第七号

本

地 方 機 関 庁

に定める。 高県短 時間勤務会計年度任用職員人事評価実施規程の 部 を改正する訓 令を次 のよう

令和六年四月 日

広島県知 事 英 彦

広島県短時間勤務会計年度任用職員人事評価実施規程の一部を改正する訓 令

部を次のように改正する。 広島県短時間勤務会計年度任用職員人事評価実施規程 (令和二年広島県訓令第二号) \mathcal{O}

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

(人事評価の実施)	改正後	改正する。
(人事評価の実施)	改 正 前	

び取組状況評価とする。
2 前項の定期評価は、目標申告・成果評価及第二条 (略)

第三条 目標 実施する。 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、 は、短時間勤務会計年度任用職員について、 三条 目標申告・成果評価及び取組状況評価

<u>•</u> 略)

とし、同表下欄に掲げる日を基準日とする。に掲げる区分に応じて同表中欄に掲げる期間第四条(略)(評価期間及び基準日)

(目標申告・ 成果評価の方法)

第五条 略)

3 2 標申告・成果評価シート(以下「シート」と度任用職員ごとに、別記様式第一号による目を任用職員ごとに、別記様式第一号による目標申告・成果評価は、短時間勤務会計年

別表第二のとおりとする。
「目標申告・成果評価における評価の基準は、いう。)に記入するものとする。

 $3 \mid 2$ 条 取 を評価すること 時間勤務会計 取組状語 評価は、 価は、 説評価は、 絶対 度任用 間勤務会計 職員の 業務遂行の 価する。 のとする。 年度任用 のい

2 前項の定期評価は、第二条 (略) 目標申告・ 成果評価と

かに該当する場合を除き、実施する。計年度任用職員について、次の各号のいずれ第三条 目標申告・成果評価は、短時間勤務会(対象者)

<u>.</u> (略)

[条 (略)(評価期間及び基準日)

第四条

(目標申告・ 成果評価の方法)

2 第五条 (略)

3 目標申告・成果評価は、短時間勤務会計年3 目標申告・成果評価における評価の基準は、一・成果評価シート(以下「シート」という。 ・成果評価シート(以下「シート」という。 3

4

とする。 取組状況評価票」 成果評価の 員ごとに 取組状況に係る評価票(以下「別記様式第二号による目標申告 という。 に記入するもの

4 第三のとおりとす 組状況評価におけ る評価の基準は 別表

- においては、別表第四に定めるところにより、第七条 目標申告・成果評価及び取組状況評価(評価者及び確認者) 評価者を置く。
- 2 (以下「確認者」という。)を置く。より、評価者の行った評価内容を確認する者正を期するため、別表第五に定めるところに正を期すると成果評価及び取組状況評価の公 以下 略)

4 3 記録し、 で、公正な評価者は、 、これを確認者に提出しなければなら公正な評価を行って取組状況評価票に者は、被評価者の業務遂行の状況につ

5 ト「シート等」 らない。「人事課長」という。 確認者は、 という。)に提出しなければなート等を総務局人事課長(以下了」という。)の記載内容を確認シート又は取組状況評価票(以シート又は取組状況評価票(以

の適当と認める所見をシート等に付記するこの適当と認める所見をシート等に付記するものがあると認めるときは、これを調整するものとする。この場合において、人事課長は、評価者が行った目標申告(評価結果の調整) とができる。

(シート等の確認) 第九条 総務局長は、シート等を審査し、適当と認めるときはこれを確認し、適当と認めない。 調整をさせなければならない。 2 シート等は、前項の規定により確認された後は、事務上の誤りがあった場合のほか、その記録をは、適当と認めない。 第九条

第十条 (シー 勤務会計年度任用職員の勤務成績を示すもの千条 シート等は、当該評価期間中の短時間(シート等の効力)

総務局 ||務局人事課において保管するものとする。||シート等は、人事記録として作成後二年間||一|条 (略)||(評価結果の取扱い)|

第十二条・第十三条 (略)

第二に定めるところにより、評価者を置く。第六条 目標申告・成果評価においては、別事(評価者及び確認者) 別表

という。)を置く。った評価内容を確認する者(以下「確認者」のた評価内容を確認する者(以下「確認者の別表第三に定めるところにより、評価者の行別 目標申告・成果評価の公正を期するため、

2

3

4 長」という。)に提出しなければならない。で、シートを総務局人事課長(以下「人事課で、シートの記載内容を確認した上 で、シートを総務は、シート

(シートの確認) 第八条 総務局長は、シートを審査し、適当と認めるときはこれを確認し、適当と認めないときは評価者又は人事課長に再評価又は再調整をさせなければならない。 整をさせなければならない。 をさい、前項の規定により確認された後 をさい。 をいるときはこれを確認し、適当と認めない。 をない。 第八条(シ

2

第九条(シ 務会計年度任用職員の勤務成績を示すもの九条(シートは、当該評価期間中の短時間(シートの効力) と勤

第十条 (略) (評価結果の質 取扱い

第十一条・ 第十二条 略)

別表第五(第七条関係)(略)	N表第三 (第六条関係)	<u>別表第2</u> (第5条関係) (略)	別表第一 第四条関係) 別表第一 第四条関係) 財表第一 第四条関係) 四月一日又は任期が 中間評 四月一日又は任期が 中間評 四月一日又は任期が終了 のいずれか早 中間評 中間子のいずれか早 中間評 中間子のいずれか早 中間評 中間子のいずれか見三十日 中間評 中間子のいずれか見三月三十日 中間評 中間子のいずれか見三月三十日 中間評 中間子のいずれか見三月三十日 中間評 中間評価期間 基準日 中のいずれか見のいずれかりまな 中間評価期間 基準日 か遅い日から三月三 が終了する日のいずれかり見い目のいずれかりまな 中間評価期間 基準日 中間評価期間 本準日 い月三十日 中のいずれかりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついずれがりついがりのいずれがりついがらいでは、ままりのいずれがりついがらいでは、ままりのいずれがりついがりのいずれがりついがりのいずれがりついがりのいずれがりついがりのいずれがりついがりのいずれがりついがりのいがものいずれがりついがりのいずれがりついがありまりには、ままりのいずれがりついがりのいずれがりのいでは、ままりのいずれがりついがものいがりのいがりのいがりのいがものいがりのいがりのいがりのいがりのいがりのいがりのいがりのいがりのいがりのいがり
別表第三(第六条関係)(略)	は、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切で	別表第 1 (第 5 条関係) (略)	日ず 日 日 日 日 日 日 日

別記様式を別記様式第一号とし、 同様式の次に次の一様式を加える。

【会計年度任用職員】目標申告・成果評価の取組状況に係る評価票(年度)

F 厚 名	所 属 名		氏名			確 ^職 口
					,	
				中間評価		期末評価
	職名 職員番	氏名	取組状況評価		取組状況 評価	
	1					
:	2					
:	3					
	4					
,	5					
Ĺ	6					
	7					
;	В					
,	9					
1	0					
1	1					
1	2					
1	3					
1	4					
1	5					
ě	在					